

[別紙1] 鳥取県障がい福祉分野におけるICT導入モデル事業補助金
(就労系障害福祉サービスにおけるICT機器等導入支援事業)
の事務手続きについて

1. 希望調査様式提出 (国の所要額調査の発出時期による)

○別途連絡する募集期間内に希望調査様式を下記提出先にメールで提出してください。

2. 国庫補助内示通知到着 (国の事務処理の時期による)

交付申請書及び事業実施計画書の提出 (交付対象先に別途連絡)

○国から交付対象事業と認められた事業所に対し別途連絡します。

○別途連絡する期限までに交付申請書及び事業実施計画書を下記提出先にメールで提出してください。

3. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

4. 事業開始 ※この補助金においては着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先までメールで提出してください。

5. 事業完了 ※この補助金においては完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは:補助対象経費の支払いがすべて完了し、ICT機器等の導入目的及び導入製品の内容や活用方法、障害者の生産活動の参加状況、導入効果等を当該施設等のホームページ等により公表したとき。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先までメールで提出してください。

6. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は翌年度の4月20日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※交付決定通知の発出時にあわせて支払時期等を記載した概算払通知を送りますので、振込先の口座振込依頼書を送付ください。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部・ささえあい福祉局・障がい福祉課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7889 shougaifukushi@pref.tottori.jp